

新型コロナウイルスに関するお知らせ

特別定額給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業が実施されることになりました。

給付対象者…基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されているすべての方
受給権者(申請者)…住民登録のある方の属する世帯の世帯主

給付額…給付対象者1人につき10万円

給付方法…原則として世帯主の方の銀行口座への振込

申請方法…定められた申請書を次の方法で市役所に提出

(1) 郵送申請方式

郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市へ郵送。

*申請書が届いていない場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

(2) オンライン申請方式(世帯主のマイナンバーカードで申請)

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要となります)。

(3) 窓口申請

上記の方法では、どうしても申請が難しい場合は、市役所窓口での申請も可能。

申請期間…8月12日(水)まで

問い合わせ先…五所川原市特別定額給付金窓口

(土、日、祝日を除く) TEL23-5045・TEL23-5046

子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において「子育て世帯に関しては、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する」とこととされましたので、本市での支給手続きを開始します。

支給対象者…五所川原市に住所があり令和2年4月分の児童手当を受給する方

*所得制限超過により特例給付となっている方を除く。

対象児童…児童手当の令和2年4月分の対象となる児童(年齢到達または死亡等により令和2年3月分の児童手当が支給される児童を含む)

手続等について

▷公務員以外の方…申請不要

対象になると思われる方へ、5月15日付けで本給付金の詳細についてのお知らせを送付していますのでご確認ください。対象となる方で、お知らせが届いていない方は下記までお問い合わせください。

▷公務員の方…申請が必要

勤務先から児童手当受給状況について証明を受け、下記へ申請してください。可能な限り、郵送での申請をお願いします。

*詳しくは市ホームページをご確認ください。

問い合わせ・申請先…子育て支援課 内線2485

給付金のサギ(詐欺)に注意!!

五所川原市消費生活センターからのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関する特別定額給付金、国や地方公共団体の給付金、助成金を装った詐欺にご注意ください。

絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号 ●通帳 ●マイナンバー
- 口座番号 ●キャッシュカード

五所川原市や国・県などが以下の対応を求めることは、**絶対にありません**

- ×現金自動預払機(ATM)操作のお願い
- ×給付金受給にあたっての、手数料の振込み
- ×メールを送り、記載されたURLからの申請手続き

少しでもおかしいと思ったら、すぐに次の相談窓口等にご相談ください。

*高齢者や障がいのある方が狙われないよう、ご家族、民生委員さん、福祉関係の方々など見守りを行っていただいている方々には、引き続きお声がけや見守り活動をお願いします。

相談窓口	電話番号
五所川原市消費生活センター	TEL33-1626
消費者ホットライン	TEL188
国民生活センター 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン	TEL0120-213-188
最寄りの警察署・交番または警察相談専用電話	TEL#9110